

學小  
日本脩身書

尋常科  
生徒用

卷五

檢定申請本

K120.1  
31a  
5

K120.1

31a

5

稲垣千穎編述

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷五

稲垣千穎編述

孝道

父母の恩きはまり無きこと、天地にひとし、  
父母は我が身のもとなり、父母なくんば、何  
ぞ我あらんや、其の恩、海よりもふかく、山よ  
りも高し、海山はかぎりあれども、父母のあ  
らみはかぎりなし、いかんしてか、これにむ

稲垣千穎編述

# 小日本脩身書

小日本脩身書

小日本脩身書卷五

稲垣千穎編述

## 孝道

父母の恩きはまり無きこと、天地にひとし、  
 父母は、我が身のもとなり、父母なくんは、何  
 そ我あらんや、其の恩、海よりもふかく、山よ  
 りも高し、海山はかぎりあれども、父母のめ  
 ぐみは、かぎりなし、いかんしてか、これにむ

くいん、子たるものは、たゞ孝をたこなひて、  
 其の恩の萬一を、むくゆべきなり、父母に事  
 へては、其の力をつくりて、をしまざるべし、  
 力とは、身と財との力をいふ、身のちからの  
 あらんかぎりをつくりて、つかへ、財のちか  
 らの、たよはんかぎりをつくりて、やゝなふ  
 べきなり、

子ノ父母ヲ愛スル心。片時モ忘レザルベ  
 シ。



孝養

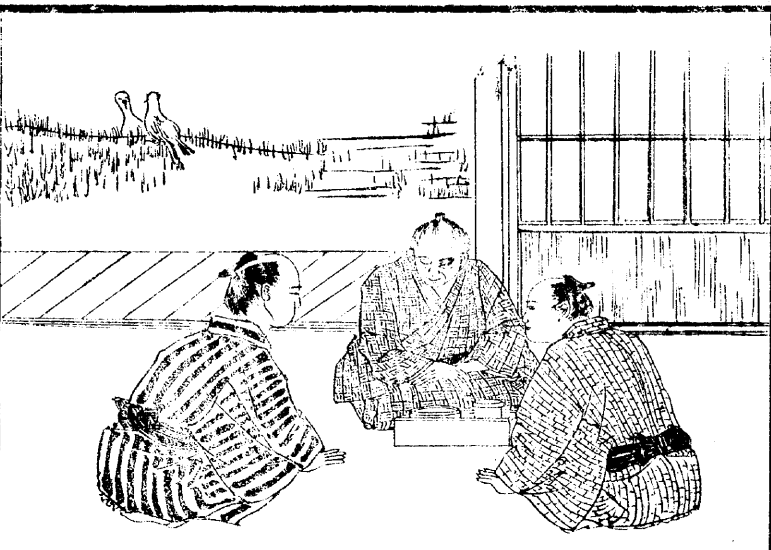
出<sup>イ</sup>雲<sup>モ</sup>の堀<sup>ホ</sup>尾<sup>リ</sup>氏<sup>ラ</sup>の土<sup>チ</sup>、伊<sup>イ</sup>達<sup>ダ</sup>治<sup>チ</sup>左<sup>サ</sup>衛<sup>ヱ</sup>門<sup>モン</sup>といひ、  
 は、よく力をつくりて、  
 父母に事へし人なり、  
 父母美味<sup>ミ</sup>にあらされ  
 は、あかざる故、富まざ  
 れども、常に魚肉<sup>イサニク</sup>をた  
 くはへ、自れうりて

小日本書

卷五

片美堂藏版

父母にすゝめ、父母も一わが室に来らんと  
 する時は、美味をまうけしとねをき、さて  
 後に、父母のもとにゆきて、我が壯健なるを  
 見たまへとて、負ひて、我が室につれ、顔色を  
 よろこばし、聲をやはらけて事へければ、堀  
 尾氏之をよみして、時々珍しき物をあたへ  
 て、二親に進めしめき、士皆いへり、國中、孝子  
 なきにあらず、伊達氏の如き者なきなりと、  
 ヨク父母ニ事フルヲ孝トス。



友 愛

若狭國の與左衛門と  
 いふ農家に、二人の子  
 ありて、兄を宗四郎と  
 いひ、弟を磯八といへ  
 り、宗四郎は養子、磯八  
 は實子にて、もと義兄  
 弟なれども、あひした  
 一むこと、實の兄弟の

如くなり、宗四郎、父にこひて曰、弟は、正しく  
大人の子なり、叔がはくは、家をつがせたま  
へど、磯八の曰、余、たとひ實子たりとも、兄に  
さきだつは、みちにそむけりどて、固くいな  
みけるが、父死して後、兄弟いよいよゆづり  
ければ、地頭之をほめて、宗四郎には、穀をあ  
たへて、家をつがしめ、磯八には、月月俸禄を  
賜ひけり、

兄弟三宜シキハ。讓ヨリヨキハ無シ。

悌道

本多忠勝卒するにのぞみ、家老某に書をの  
こし、後のことを托して曰、忠政は嫡子なれ  
は、跡をつがしめて、我が家の物品は、ことごと  
くゆづるべし、次子忠朝は小身なれば、た  
くは金の金一万五千兩は、之にあたへよと、  
忠勝卒して後、家老その言のごとくせりし  
かるに、忠朝は、之を辭して曰、我小身なれば、  
士卒をやしなふことも寡く、つひはもまた

多からず、兄君は、士卒をやいなふこと多く、  
 つひにもまた、我がたぐひにあらす故に受  
 けずと、忠政大にはおて、別に黄金をあたへ  
 んとするに、忠朝かたく辭して受けず、兄弟  
 たがひにあひゆつりて、決せざりければ、一  
 門親類皆感心して、つひに其の黄金を二分  
 せり、然るに忠朝は、之をも兄の金庫にをさ  
 めて、一生つかはざりけるとぞ、

兄ハ弟ヲアハレシ。弟ハ兄ヲ敬フベシ。



淑徳

徳川幕府に仕へ、賤し  
 きどころより身をた  
 こして、西丸留守居の  
 職にまでのほりたる。  
 小山大助といひ、人  
 の妻、恵智女は、常にた  
 はふれあそぶことを  
 好まず、たごり高ぶる

を悉みよく舅姑につかへ、またよく其の子を教へけり、子も文武のけいをたこたる事あれば、之にさどしなほ用ひぬ時は、みづからせめて、われ愚にして、かくの如き見をうめりどて、泣き悲みければ、兒も之に感ずて、行をあらためき、かくの如くなりければ、多くの子は、成長の後、皆よき人となりて、世に用ひられたり、

夫、賢愚へ妻ヲ見テ知レ。

睦親

肥後國高戸村に、木場長平次といふ者あり、家族五十四人、其の外に、婢僕あまたありて、家にみちをれども、一家むつまじく、互に心をあはせて、老いたるも若きも、其の身のほかにしたかひ、各業を分ちて、はけみいどなみ、手を空しくして、遊ぶ者なく、耻をとり、身をつつしみ、も一内外につきて、大なる事ある時は、皆集り議して、其の上は、長平次の意



に任せ、又親戚、其の他に、貧困の者あれば、厚く之を救ひ、施惠を旨とすれども、節儉を守るが故に、萬事に不足なく、安く世をすこせり、故に遠近の人、みな賞して、名譽聞えざる所なく、祖父以来、今の長平次に至るまで、舊藩主より賞典をたまへること、前後四回、維新の後も、縣廳其の實跡をいらべ、部内の模範となるべき者なりとて、賞賜ありけり、  
 親ヲシタシムヲ大ナリトス。

戒慎

すべて物事は、心をつけたるうへにも、なほ心をつけて、忘れぬやう、また仕損トなきやうにすべきなり、  
 たとへば親より、他につたふべき口上をいひつけられなば、二度にても、三度にても、前の前にてくりかへし、たがはぬやうに、ならひ覺は、さて後に、先へゆきて、言ひつたふるやうにすべし、

また人より、手紙など、他にどどけくれよとたのまれなば、其の手紙をは、落さぬやうに、なほとどくるまでには、いんたびも心をつくるがよろしきなり、

其の外、日日の事につきて、何事も、手ねぢなきやう、言ひそんどせぬやう、常によく心を用ひて、あはれ心きゝたる兒よと、人に用ひらるゝやう、心がくべきなり、

念ニハ念ヲ入レヨ。

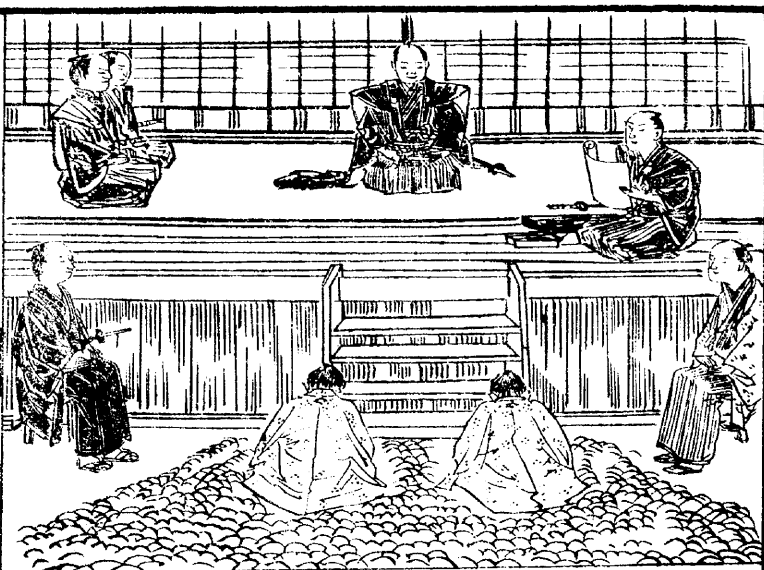


正直

織田信長公、厠にゆかれし時、森蘭丸公の刀を持ちて、ひかへながら、鞘のきさみの數をかぞへたり、公、厠のまどより、之を見て、ある時諸士をあつめ、此の刀を取出して、此の

さやのきざみの數をいひあてたる者に與へんといはれければ、諸士みなたもひくたしはかりて數をいふに、蘭丸一人は何もいはず、公其の故をとはれけるに、先日、廁の御供せし時、かそへ候ふ故に、申さずと答へければ、公其の正直なるをほめて、其の刃をは蘭丸にたまへり、蘭丸之より、公に信用せられて、十六歳の時には、五万石を領せり、

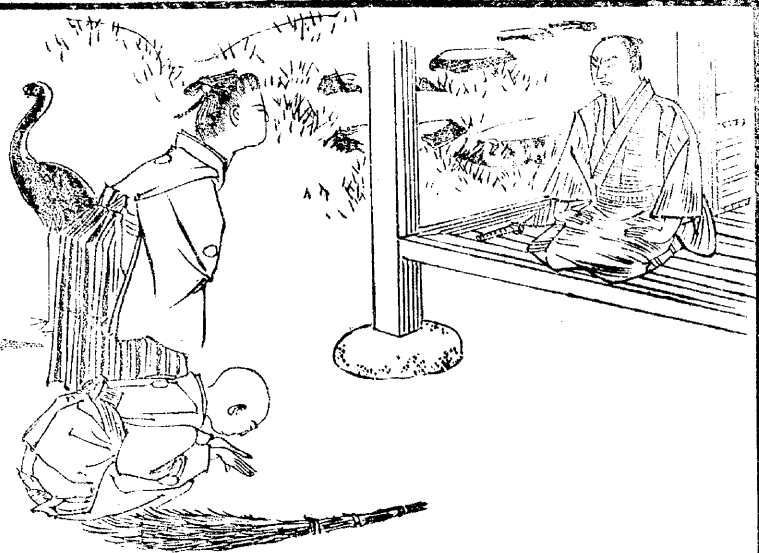
正直ハ幸福ヲウム母ナリ。



公正

徳川家八代將軍吉宗公、いまを和歌山藩主たりし時、和歌山人と、伊勢の山田人との係る訟ありしに、和歌山は、徳川將軍の親藩なるを以て、時の山田奉行、其の威をたそれて、

年をかきぬれども、決することなかりけるに、大岡忠相、山田奉行となり、此の訟をきくに及びて、直に裁判して、山田人の勝とせり、後吉宗入りて宗家を繼ぐに及びて、忠相の公正なるを嘉し、擧げて江戸町奉行とせり、忠相、かくの如く、懼れずまけず、公正の心を以て、主につかへければ、名譽ますくあらはれて、後寺社奉行に進み、終に大名になれり、  
 心正シケレバ、事方ノツカラ正シ。



不欺

保料彈正鶴の香煙を  
 求め、之にふるびをつ  
 けんとして、庭にさらし  
 わきしを、十三郎とい  
 ふ小姓、之をもてあそ  
 び、あやまちて舌をを  
 りけるを、ひそかに飯  
 粒にて附けたけり、後

小

五

成美堂藏

に玄徳といふ小坊主、庭のさうぢする時、香  
 爐にかゝれる蜘蛛のすをはらひしに、舌た  
 ちまぢれちたり、彈正出来て、たがをんせし  
 といへば、十三郎、傍より、玄徳なりと答ふ、玄  
 徳平服せしかば、彈正は、十三郎に命じて、玄  
 徳に水を注がしむるに、十三郎命の如くせ  
 り、彈正怒りて、十三郎は、己がどがを人にた  
 はする不埒者なりとて、たひ出せり、

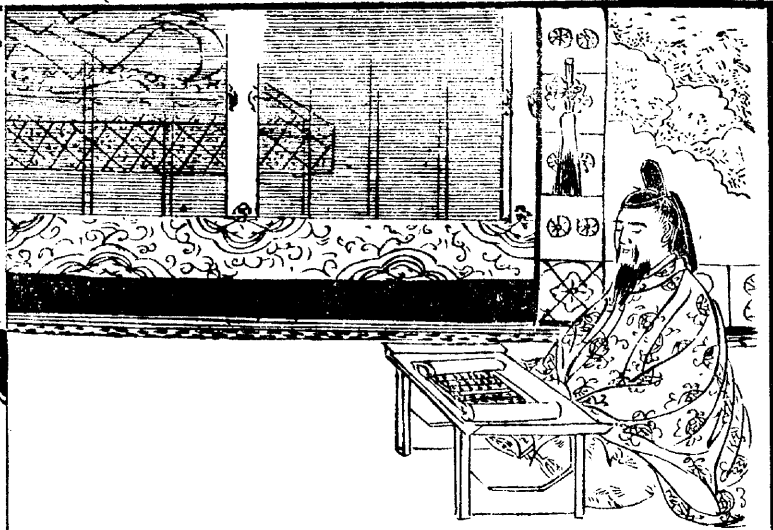
平生ノ心、眞實ニシテ、僞ナカルベシ。



無私

徳川家康公、三河に在  
 りし時、酒井政親を以  
 て執事とせり、其の頃  
 新に祿千石にて、徳川  
 氏に抱へられたる、神  
 谷某、政親に無禮なる  
 よしを、公聞きて、八百  
 石に減せられければ、

政親、公に請ひて曰、政親不肖ながら、今公の  
 家に執事たるを以て、公の家人、政親を見れ  
 は皆卑遜せざる者なきに、神谷獨然らざる  
 は、たもふに、彼は剛直にして、忠義の士なる  
 べし、二千石を賜はりて然るべしと、公、神谷  
 に千五百石を與へ、且つぶさに政親の言を  
 以て、之に告げられければ、神谷感泣して退  
 き、政親の許にゆきて、前日の罪を謝せり、  
 事ヲ慶スルニハ、心ノ公ナルヲ貴ズ。



謙退

春澄善繩卿、幼より智  
 慧人にすべければ、  
 その祖父財麿、家産を  
 つくして、學問をせさ  
 せしに、善繩手に書冊  
 をはなたず、日夜勉強  
 し、長ずるに及びて、博  
 學世にならぶもの無

く、身をたこして、文章博士となり、文徳天皇の御時には、御前にめされて、講義を申上げたり、然れども、性つゞみふかくして、人を一のかず、常に謙遜して、何事も知らざる者の如くせり、時の博士たち、たがひに黨派をたてて、相軽んどあなどりけれども、善繩ひとり、しりぞきて身を守り、かばつひに人のそしりをうけざりけり、  
能アル鷹ハ爪ヲカクス。



### 勤學

小川泰山、幼にして山本北山を師とし、まなび、いかなる大風大雨の日といへども、一日も通學をたこたるとなかりけり、其の十歳の冬、大雪ふりて傘を持つこと能はざる

に、大なる笠をいたゞきて、例のごとく、北山の所にゆかんとせしに、雪ますく甚しくふり来り、笠の上に多くつもりて、あゆむことかなはずして、途に倒れ居たるを、通行の者見て、あはれに思ひ、抱きたりて、家にかへさんとすれども、泰山きかず、辛くして師のもとにいたり、平日の如く、業をうけてかへれり、

幼ヨリ、勉メ學ブニ、暇ヲヲシムベシ。

蓄積

金錢をたくはへたきて、不時の用にあてんと思はは、はやより積みはドむべし、はドめは、すくなきやうなれども、歳月をつむ時は、思の外に、大なる高になるものなり、すべて人は、少年の時より、貯蓄の事を心がくべし、少年より貯蓄を心がくれは、壯年にたよひても、驕奢の心たこらずして、たのづから勤勉忍耐の人となるべし、たよそ世の中の



事業をなす、又は、一技一藝に名をなす人は、  
 必勤勉忍耐にあらざれば、とぐる事能はざ  
 る者なり、ことに女子は、長トて後は、一家の  
 經濟を引受け、家内の出納をあづかる者な  
 れば、幼き時より、よく貯蓄の事にならひ、さ  
 さいの物といへども、空しくせず、無益のつ  
 ひ江を省きて、積みたくはふること、また  
 一のつとめなりと知るべし、  
 勤儉ナル人ヨク事ヲ成ス。



博愛

醍醐天皇御位にま  
 ましこと三十三年、  
 其の間終始一日のご  
 とく、民をあはれみ、仁  
 をほどこすを以て、御  
 心としままへり、ある  
 冬、夜ふけて、寒氣とど  
 にはけしきに、御衣を

ぬがせたまひければ、人人あやみみて、其の故を問ひ奉りしに、此のごろ氣候とどにさむし、朕がごとく、九重の内に居て、衣をかさぬるも、なほたへがたし、天下の貧しき民の中に、は、必とごゆる者あらん、朕ひとりかさぬ著るに忍びず、とのたまへり、御代御代の天皇、民を愛したまひしこと、かくの如し、臣民たる者、報い奉らば、可ならんや、  
民ヲ視ルコト。傷ツクカゴトシ。



惠施

德川秀忠公の乳母某は、毎月二三回つづ、下部の者どもを多く臺所によびあつめ、自給仕して、饗應するを以て、平生のたのしみとせり、ある日、本多正信来り、之を見て、君は婢

僕多くつかはる、御身に―して、何とて、自か  
 くは―たまふぞ、といひければ、其容を整へ  
 て、妾昔賤―かり―時、一飯を人に施さんと  
 するも、能はざりき、然るに、今數十人を集め  
 て、食にあか―むることを得るは、みな國の  
 恩なり、いかで、昔の賤―かり―時のことを  
 おするべき、といひければ、正信はちて、こと  
 はなく―して立ち去れり、

富ミテ貧シキヲ忘レズ。



仁恤

足利義満十一歳なり  
 一時、手飼にせし小鳥  
 を、其の近習の者、あや  
 まりて取りにが―け  
 れば、恐れて罪を待ち、  
 他の者どもも、皆いか  
 がせらるらんと、憂へ  
 居たり、義満これを見

て、某は善き事をしたり、れよそ鳥を籠に入  
 れたは、たとへば、人を牢屋に入れれど、  
 れな事なれば、いかばかりか、窮屈ならん  
 と察して、余もとくより、放ちやらんと思ひ  
 一をりなり、某のあやまちにては無きなり、  
 といひければ、人々意外のことに思ひて、こ  
 れよりことに、義満をうやまひたふとびけ  
 るとぞ、

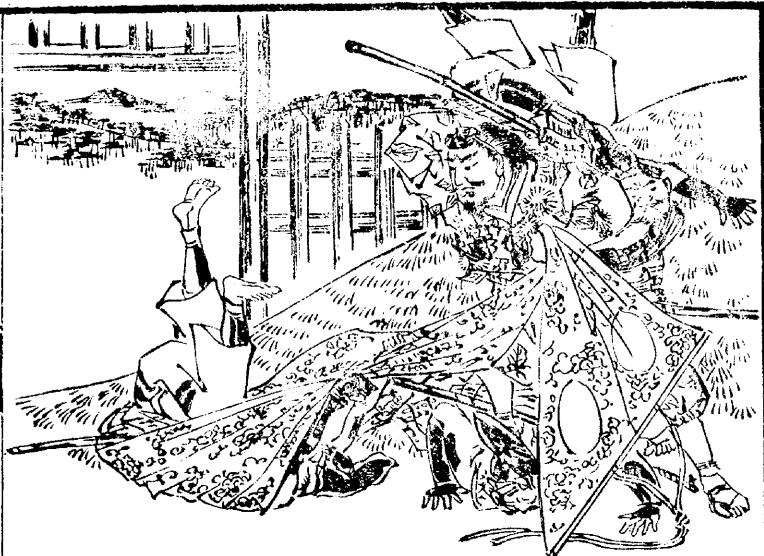
ナサケハ、人ノ爲ナラズ。



利民

備中国哲多郡なる、長  
 屋村と蟹村との境に、  
 たよそ四五十間はか  
 り、断岸絶壁あり、其の  
 下は深き淵なるが故  
 に、綱をひきて、船を上  
 下し、僅に人馬を通す、  
 其の不便にして、且危

き、事言ふはかり無かりを、長屋村の岡本  
 嘉藏といふ者、大工を業とし、餘資あれば、木  
 材、釘等の費にあて、巖石をくたき、機道を架  
 し、資つくれは、本業に復し、三年の間、少しも  
 倦む事なく、他人よりは、一錢の助をもあふ  
 がずして、遂に功を奏し、此より車馬も自由  
 に往来し、深淵も埋りて、徒渉すべき浅瀬と  
 なりて、今は昔の危険を知る者なくなれり、  
 國ニ益アルヲ務メ、人ヲ濟フ事ヲ務メヨ。



義勇

元弘の亂に、護良親王、  
 大和の十津川より、吉  
 野にのがれたまふ。土  
 人、芋瀬某、賊軍に黨し  
 て、之を途に要せんと  
 す。親王、人をつかはし  
 て、芋瀬に説かしめ、た  
 まひければ、芋瀬路を

ひらきて、願くは御旗をたまひて、賊將への  
 申譯にせんと請ふ、親王、これに錦旗を授け  
 て過ぎたまふ、村上義光後れて至り、芋瀬が  
 卒の錦旗を荷ひて還るを見て、錦旗は、汝等  
 のとるべき物にあらずとて、直にすゝみ、卒  
 をつかみて、數歩の外になけ、御旗を取りか  
 へして、過ぎ行きける、其の勢に畏れて、芋瀬  
 は追ひ行くこと能はざりけり、

勇者ハ懼レズ。



盡忠

護良親王、吉野に籠ら  
 せたまふを、賊軍大勢  
 四方より来り攻め、城  
 まさに陥らんとし、け  
 れは、義光、親王にすゝ  
 めて、のがれ去らしめ、  
 自其の御鎧を著、親王  
 と偽りて、寄手の兵に

當り、子義隆ヨシタカを以て、親王の爲に、追兵を拒が  
しめ、親王の遠く落延オチノビび賜ふを度ハカり、櫓ユに登  
りて、今上第三の皇子護良が死を決するぞ  
や、汝等ゆくは、天誅テンチウをうけん、我が自刃ジジンす  
るを見て、手本とせよやとて、腹ハラを刺し、腸チカラを  
出し、壁になげつけて斃シれたり、義隆また留  
り闘ひ、身十餘創を被りて、死せしかば、親王  
は、此の間に、難を逃れて落ちさせ賜へり、  
君ニ事ヘテ、ヨク其ノ身ヲイタス。

小 學 日本修身書卷五 終

明治二十五年五月五日出版  
明治二十五年九月廿八日印刷  
明治二十五年九月廿九日訂正再版

定價金七錢

著作者

稻垣 千穎

發行兼

三浦 源助

印刷人

岐阜市米屋町廿三番戸

版權

發賣所

成美堂支店

所有

發賣所

石井 鈎三郎

東京市日本橋區本町壹丁目  
大坂市東區備後町四丁目

